

第 35 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和5年4月28日(金) 午後 3時 00分
閉会日時	同 上 午後 3時 28分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	<p>25名</p> <p>1番 星野 昭彦 2番 中島 篤 3番 坂本久美子  4番 富田 正次郎 6番 津久井 善友  7番 山形 隆 8番 山形 栄子 9番 井田 秋雄  10番 矢内 鉄男 11番 川口 賢一 12番 新井 隆  13番 峯岸 英司 14番 今泉 芳雄  1番 中村 耕一郎 2番 杉戸 恵司 3番 新井 茂夫  4番 金子 博一 5番 太田 亮一 6番 鶴谷 隆  7番 高沢 良満 8番 桑原 治二郎 9番 英木 章  10番 山形 ちづ代 11番 攪上 義弘 12番 深澤 憲司</p> <p>[遅刻委員]  [中座委員]  [早退委員]</p>
欠席委員	
議事参与	<p>5名</p> <p>事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史  次長 今泉 勝浩  係長 栗原 理笑子  主査 春原 純子</p>
議 事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 会期決定の件</p> <p>日程第3 第159号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 1件</p> <p>日程第4 第160号議案 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に よる諮問について 委員会処分 3件</p> <p>日程第5 報告第67号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第68号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p>

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第35回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員13名、推進委員12名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、6番津久井委員及び7番山形隆委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

つづきまして、日程第3 第159号議案「農地法第5条の規定による許可の申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由・転用目的を朗読)

受付番号1番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、用地選定につきましては、より適した代替地を探すのは困難と思われまますので、基準を満たしていると考えます。

一般基準につきましても、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議 長

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、この件について4月27日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

10番推進委員 はい。

議 長 はい。10番山形推進委員。

10番推進委員 はい、10番推進委員山形でございます。昨日、事務局2名と川口委員と私とで現地調査に行つてまいりました。裏面の地図をご覧ください。図面を見ていただくと一目瞭然、周りが住宅地に囲まれています。その中にはほんの一部、農地がありました。地図をご覧くださいと、左側に早川が流れておりまして、のびのび幼稚園の少し北にあたります。(県道)前橋・桐生線から大間々に近いほうに位置しています。今回の件は、本当に住宅街の中の農地ですので、問題はないと思いますが、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第159号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。

よつて、第159号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第160号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問について」、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

(議案書より順次・利用権を設定する農用地内容・設定利用権内容を朗読)

(議案書より順次・所有権を移転する農用地内容・所有権内容を朗読)

以上、利用権設定総括表1番、2番及び所有権移転総括表1番について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、この件について4月27日に現地調査を実施しておりますの

で、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

11番農業委員  
議長

はい。  
はい。11番川口委員。

11番農業委員

はい。11番川口です。昨日、事務局2名と山形(ち)推進委員と私とで現地調査に行っていました。ご説明します。1番は新里町の関という所です。(国道)353号を行っていただきますと、新里北小があり、その少し西の方です。地図をご覧くださいと、何れも水田でございませう。もう黒塗りもしてありますし、田の方もきれいに耕してありました。このまま続けていただければ、きれいな水田になって、何の問題もなく使用してもらえと思ひます。

2番はやはり(国道)353号沿い、新里の赤城寺の近くなんですけれども、ここも、きれいに耕してありまして、何ら問題はないと思ひます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

10番推進委員  
議長

はい。

10番推進委員

はい。山形(ち)推進委員

はい。(議案書)6ページをご覧ください。最初の地番の方ですが、5反6畝位あります。すでにきれいになっており、堆肥が山積みされておりました。これから準備にかかると思ひますので、何ら問題はないと思ひます。

次の地番の方です。ちょっと樹木が植えてありましたが、そんなに大きくはなく、これから整地すると思われまふので、普通畑です。何ら、問題はないと思われまふので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願ひします。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませうか。

3番推進委員  
議長

はい。  
はい。3番新井推進委員。

3番推進委員

3番推進委員新井です。(議案書)6ページ所有権移転の件ですが、これは、畑として何か耕作する予定でしょうか。

議長

はい。事務局。

事務局

こちらの件ですが、利用目的としては、トウモロコシを栽培するという申請が上がってきておひます。

3番推進委員  
議長

はい。分かりました。  
よろしいでしょうか。  
ほかにありますか。

9番農業委員  
議長

はい。  
はい。9番井田委員。

9番農業委員

養豚業でトウモロコシとは、どういふことでしょうか。

事務局            こちらの案件は農林振興課で取りまとめしており、こちらも確認をしておりますが、耕作者からトウモロコシを耕作したいと申請が上がってきましたので、議案書に載せさせていただきます。

議長            でしょうか。9番井田委員。

9番農業委員      デントコーンですか、それとも販売用の食用トウモロコシですか。

事務局            農林振興課に確認したいと思います。

議長            この件につきましては、少々時間をください。外にご質問はありませんか。それでは、連絡が取れる間、休憩に入らせていただきます。10分位、時間を取らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

( 暫時 休憩 )

議長            それでは、再開いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局            はい。先程ご質問をいただいた件ですが、自分で耕作したトウモロコシを自分の豚の飼料として使用することはないとのことでした。耕作したトウモロコシは、酪農業や畜産業の方に牛の飼料として提供するとのことでした。

以上です。

議長            よろしいでしょうか。

その外にございますか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第160号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問について」、3件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。

よって、第160号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第5 報告第67号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局            はい。議長。

報告第67号「農地法第4条第1項第7号の規定による届け出」については、ございませんでした。

以上でございます

議 長 今、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第67号について申請がないということで、よろしいでしょうか。  
(なしの声)

続きまして、報告68号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。  
報告第68号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については6件ございました。  
いずれも内容については記載のとおりでございます。  
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。  
以上でございます。

議 長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第68号について発言のある方は挙手をお願いします。  
(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後3時28分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

-----

6 番

-----

7 番

-----